

基本課題	基本施策	施策の方向	施策名	担当部署	
I 互いの人権の尊重	1 人権意識の高揚	① 人権意識の高揚をめざす啓発の推進	ア 人権尊重への意識を高める講座・講演会等を開催する。	人権・男女共同参画課	
			イ 人権問題に関する啓発のためのパンフレット・リーフレット等を配布し、情報提供を行う。	人権・男女共同参画課、人権教育課	
			ウ 岸和田市男女共同参画推進条例の理念を広く周知する。	人権・男女共同参画課	
	2 メディアにおける人権の尊重	① メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	ア 各種広報・情報提供にあたっては、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現する。	イ 各種メディアにおける過度の性的な表現や固定的な性別役割分担を助長する表現を行わないよう働きかける。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター、広報広聴課
				ウ 市職員のメディア・リテラシーを高めるための研修を充実する。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター、人事課
				イ 子どもたちのメディア・リテラシーの育成と向上を図るための教育を充実する。	学校教育課
			② メディア・リテラシーの育成と向上	ア メディア・リテラシーの育成と向上を図るため、講座等を開催する。	男女共同参画センター
				イ 子どもたちのメディア・リテラシーの育成と向上を図るための教育を充実する。	学校教育課
				ウ 性教育指導を充実する。	学校教育課、人権教育課
	3 生涯にわたる健康・権利の尊重	① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解の促進	イ 互いの性を尊重する意識を育み、またリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解を深めるための啓発を行う。	健康推進課、人権・男女共同参画課	
			ウ 妊婦健診やがん検診などライフステージにおける保健サービスを充実する。	健康推進課	
			エ 市民病院の女性専用外来の利用を促進するとともに、産科を再開する。	市民病院	
		② ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	ア 岸和田市保健計画の推進を図る。	健康推進課	
			イ 思春期における身体と心の問題についての保健指導や相談を行う。	学校教育課、健康推進課	
			ウ 妊婦健診やがん検診などライフステージにおける保健サービスを充実する。	健康推進課	
	4 女性の人権が尊重される支援体制づくり	① 相談体制の充実	ア 女性に関する相談窓口を整備・充実する。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター、広報広聴課	
イ 関係機関との連携を強化する。			人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
② 女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり		ア 女性への暴力(DVやストーカー行為、性犯罪等)の防止についての理解を深めるための啓発を行う。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
		イ 被害者のための相談窓口を整備・充実する。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
		ウ 関連する他の相談機関との連携の強化と、被害者を支援するための体制の整備・充実を行う。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
		エ スクール・セクシャル・ハラスメント防止を行う。	人権教育課		
II 男女共同参画に向けての意識づくり	1 学校園における男女共同参画の意識づくりのための教育の充実	① 男女共同参画推進のための教職員の意識啓発	ア 教職員の男女共同参画意識をさらに高めるための研修を定期的に行う。	人権教育課	
			イ 男女共生教育担当者を配置し、男女共生教育推進のための研修や情報交換、交流を行う。	人権教育課	
			ウ 女性教職員を積極的に管理職に登用し、学校運営への参画を進める。	教育総務課	
			エ スクール・セクシャル・ハラスメント防止を行う。	人権教育課	
	2 社会における制度、慣行の見直しと男女共同参画の意識づくり	① 家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	ア 固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、気づきの機会を積極的に提供する。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター	
			イ 男女共同参画の視点を持った講座や講演会を開催する。	男女共同参画センター、生涯学習課	
			ウ 広報等により男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター、広報広聴課	
			エ 子どもに接するさまざまな関係者や保護者等の男女共同参画意識の向上を図る。	男女共同参画センター、生涯学習課、子育て支援課、子育て施設課	
		② 男女共同参画の意識づくりのための情報の収集、提供	ア 市が行う調査においては、男女別や年齢別の各種データを収集し、施策に反映させていく。	関係各課	
			イ 国や府及び市町村の男女共同参画に関する情報を収集し、提供する。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター	
			ウ 男女共同参画に関する資料や図書を充実し、利用を促進する。	男女共同参画センター、図書館	
			エ 男女共同参画についての市民意識調査や職員意識調査を定期的実施する。	人権・男女共同参画課	
	3 男女共同参画施策実現のための市職員の育成	① 男女共同参画の視点をふまえた施策立案能力の育成	ア 男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力向上のための研修を定期的に行う。	人権・男女共同参画課	
			イ 男女共同参画意識を高める研修を充実し、参加を促進する。	人事課、人権・男女共同参画課	
		② 男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実	ア 市職員へ向けに男女共同参画に関する情報を提供する。	人権・男女共同参画課	
			イ 市職員の男女共同参画研修への積極的な参加を促す。	男女共同参画センター、人権・男女共同参画課	
			ウ 女性職員の職域拡大を推進する。	人事課	
			イ 女性職員の管理職への登用を図るため、研修や環境の整備を行う。	人事課	
ウ 岸和田市特定事業主行動計画の推進を図る。			人事課		
エ セクシュアル・ハラスメント防止のため、研修などによる啓発を行う。			人事課、人権・男女共同参画課		
オ 指定管理者の男女共同参画意識の高揚を図る。	関係各課				
III 男女がともに参画できる仕組みづくり	1 意思決定の場への女性の参画	① 審議会等委員の女性の参画	ア 審議会等委員の女性の参画率の向上を図る。	人権・男女共同参画課、関係各課	
			イ 女性委員ゼロの審議会等を解消する。	人権・男女共同参画課、関係各課	
			ウ 審議会等の女性参画率を公表する。	人権・男女共同参画課	
	2 家庭と仕事の両立支援	① ワーク・ライフ・バランスの推進	ア ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	産業政策課、人権・男女共同参画課	
			イ 育児・介護休業法などワーク・ライフ・バランスを促進する法制度の周知を図るとともに、利用しやすい環境整備を図る。	産業政策課、人権・男女共同参画課	
		② 男性の家庭生活への積極的な参画の促進	ア 男性の育児・介護休業取得率を高めるための啓発を行う。	産業政策課、人権・男女共同参画課	
			イ 男性を対象にした家事・育児・介護に関する実技を取り入れた講座等を開催する。	男女共同参画センター、生涯学習課	
			ウ 地域における子育てサービスの充実と自主的な子育てサークルの活動を支援する。	子育て支援課、子育て施設課	
			エ 児童虐待を防止する体制を強化する。	子育て給付課	
	3 地域活動やボランティア、NPO活動への参画	① 地域活動の促進	ア 地域活動において男女が積極的に参画することを促進する。	自治振興課	
			イ 町会等の団体において、役員に女性が選出されるよう積極的に働きかける。	自治振興課	
		② ボランティア・NPO活動等の促進	ア ボランティア・NPOの活動に積極的に参画できるように情報提供や支援を行う。	自治振興課、関係各課	
イ 男女共同参画社会の実現を目指した市民団体、グループの育成と支援を行う。			人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
4 男女共同参画の視点からの子育て支援・介護支援の充実	① 子育て支援体制の充実	ア 岸和田市次世代育成支援行動計画の推進を図る。	子育て支援課、子育て施設課		
		イ 男女共同参画の視点を踏まえ、多様な保育サービスを充実する。	子育て支援課、子育て施設課		
		ウ 地域における子育てサービスの充実と自主的な子育てサークルの活動を支援する。	子育て支援課、子育て施設課、生涯学習課		
		エ 児童虐待を防止する体制を強化する。	子育て給付課		
	② 介護・看護の支援体制の充実	ア 岸和田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進を図る。	福祉政策課、介護保険課		
		イ 岸和田市障害福祉計画の推進を図る。	障害者支援課		
		ウ 介護サービスの質の向上と適切なサービス量の確保を図る。	介護保険課		
		エ 高齢者虐待を防止する体制を強化する。	福祉政策課		

基本課題	基本施策	施策の方向	施策名	担当部署		
	5 防災・環境問題へのかかわり	① 防災の分野における男女共同参画の促進	ア 防災分野の活動において女性が積極的に参画することを促進する。	危機管理課、消防本部		
			イ 防災活動に取り組む女性の人材育成を支援する。	危機管理課、消防本部		
		② 環境の分野における男女共同参画の促進	ア 環境分野の活動に積極的に参画できるよう情報提供や支援を行う。	環境課		
			イ ゴミの分別や減量化などの環境活動に、男女が積極的に参画することを促進する。	環境課		
		6 国際社会への貢献	① 平和への取り組み	ア 平和を大切にすることを育むための取り組みを行う。	自治振興課	
				イ 外国人からのさまざまな相談への対応を充実する。	広報広聴課、文化国際課	
	ウ 外国人及び外国籍児童・生徒の日本語の習得を支援する。			文化国際課、人権教育課		
	② 外国人にとって住みやすいまちづくり		ア 外国人と市民の交流イベントを実施するなど相互の理解を深める。	文化国際課		
			ウ 外国人と市民の交流イベントを実施するなど相互の理解を深める。	文化国際課		
	③ 国際理解、国際交流の促進		ア 世界における男女共同参画に向けた取り組みに関する情報を収集し、提供する。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
	IV 労働分野における男女共同参画の仕組みづくり	1 性別に関わらず個性を發揮できる職業意識の醸成	① 職業意識の醸成	ア 子どもたちが性別にとらわれず、さまざまな職業を選択することができるよう教育を行う。	人権教育課	
				イ あらゆる年齢層に対して、自分のキャリアや職業選択について考えるきっかけづくりを提供する。	産業政策課、人権・男女共同参画課	
ウ 若年層に対して、職業意識を醸成するとともに、性別にとられない職業選択ができるよう情報提供や相談機関の紹介等を行う。				産業政策課、人権・男女共同参画課		
② 女性の再就職や能力開発のチャレンジ支援			ア 働く女性の労働の実態について把握する。	産業政策課、人権・男女共同参画課		
			イ 女性の再就職や能力開発について講座の開催等の支援を行う。	男女共同参画センター、産業政策課		
			ウ ひとり親家庭の母親の就労を促進する。	産業政策課、子育て給付課		
③ 起業をめざす女性への支援		ア NPO・コミュニティビジネスなど様々な企業と育成を支援する。	産業政策課、男女共同参画センター			
		2 多様な働き方に対応できる仕組みづくり	① 就労に関わる法制度の周知・啓発・相談体制の充実	ア 男女雇用機会均等法や労働基準法など、就労に関わる法律・制度の周知を図る。	産業政策課、人権・男女共同参画課	
				イ 就労を継続していくための相談の充実を行う。	産業政策課	
ウ ひとり親家庭の母親の就労を促進する。				産業政策課		
② 女性の再就職や能力開発のチャレンジ支援			ア 働く女性の労働の実態について把握する。	産業政策課、人権・男女共同参画課		
			イ 女性の再就職や能力開発について講座の開催等の支援を行う。	男女共同参画センター、産業政策課		
			ウ ひとり親家庭の母親の就労を促進する。	産業政策課、子育て給付課		
③ 起業をめざす女性への支援		ア NPO・コミュニティビジネスなど様々な企業と育成を支援する。	産業政策課、男女共同参画センター			
		3 男女共同参画推進のための事業所への取り組みの強化	① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	ア 法律に基づく男女平等な雇用と待遇の実現について啓発を行う。	産業政策課、人権・男女共同参画課	
				イ パートタイムや派遣労働・自営業に従事する女性の就労環境の改善に向けての啓発や情報提供を行う。	産業政策課、人権・男女共同参画課	
				ウ 家族経営協定の推進など、農林水産業における就業条件や作業環境の改善、整備が図られるよう働きかける。	農林水産課	
				② 事業所における男女共同参画の推進	ア 事業所における男女平等・男女共同参画についての実態を把握する。	産業政策課、人権・男女共同参画課
					イ 事業所における男女共同参画の推進について働きかけを強化する（男性の育児休業取得など）。	産業政策課、人権・男女共同参画課
ウ ワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに職場環境の整備の促進について積極的に働きかける。					産業政策課、人権・男女共同参画課	
エ ひとり親家庭の母親の積極的な雇用について関係機関を通じて事業所に積極的に働きかける。			産業政策課			
オ セクシュアル・ハラスメント防止対策の整備について働きかけを強化する。	産業政策課、人権・男女共同参画課					
カ 関係各課	関係各課					
V DV防止対策と被害者支援の仕組みづくり【DV対策基本計画】	1 DV被害の早期発見・相談体制の整備充実		① DV被害者の早期発見の仕組みづくり	ア 市の各種窓口業務等を通じてDV被害者に気付き、相談・支援窓口につないでいく。	関係各課	
				イ 関係機関等との連携により、DV被害の早期発見に向けた仕組みを確立する。	人権・男女共同参画課	
				ウ 相談窓口の周知をはかる。 ・リーフレットを作成するなど、相談窓口に関する情報の周知 ・医療機関等への相談窓口の周知	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター	
		② DV被害者の相談体制の整備充実	ア DV被害者の相談窓口の整備・充実を行う。 ・DV専門相談員の配置 ・DV相談室の確保 ・DV相談専用電話の設置 ・DVの総合相談窓口としてワンストップ・サービスの導入	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
			イ 関係する他の相談機関との連携を強化する。 ・女性相談窓口との連携の強化 ・警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター）との連携の強化 ・DV被害者支援ネットワークの確立	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
			ウ 相談窓口職員や関係する職員の資質の向上及び心理的ケアを充実する。 ・DV相談専門講座や研修会への参加によるスキルアップ ・様々なケースに対応できるようにDV被害者支援ネットワーク等を活用した事例検討や研究の実施 ・二次被害防止、個人情報保護等の研修の実施 ・相談員の心理的ケア体制の整備	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
	2 DV被害者への支援体制づくり	① DV被害者の安全確保及び支援体制の強化	ア 被害者の安全確保を行う。 ・緊急の場合、大阪府女性相談センターに一時保護を依頼 ・一時保護の際の同行支援 ・被害者等に関する個人情報の保護	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
			イ 被害者に対する適切な情報提供及び自立に向けての支援を行う。	関係各課、人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
			ウ DV被害者支援及び関係機関との連携を強化する。 ・DV被害者支援ネットワークの確立 ・警察や配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター）との連携の強化 ・民間支援団体との連携についての検討	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
			エ 岸和田市配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行う。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター		
			3 DV根絶に向けての啓発の推進	① DVに関する市民への啓発の推進	ア DV防止についての理解を深めるための講座・講演会等を開催する。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター
					イ 若年層に対し、デートDV（交際相手からのDV）に関する啓発を行う。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター、人権教育課
ウ DVに関するパンフレット・リーフレットを配布するなど、DVの根絶に向けた啓発を行う。	人権・男女共同参画課、男女共同参画センター					